

被災地域は特に注意！ 災害後の住宅修理トラブル

近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。

自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災地域では、多くの相談が寄せられています。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

事例をご紹介します。

- ・ 「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて屋根修理工事を契約した。
- ・ 外壁修理工事を契約した事業者から「今度大きな地震が来ると倒壊する可能性がある」と不安をあおられて解体工事を契約したが、見積金額より高い工事費になった。
- ・ 塗装工事の内容がずさんでやり直しが必要な上、工事完了も大幅に遅れている。
- ・ 県の防災部署から委託されていると電話があり、県に確認すると無関係だった。
- ・ 先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポートを契約した。

不安をあおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じずに特に注意し、契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討してください。契約する際には、工期や費用を十分確認しましょう。

「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意です。保険の請求期限が迫っている等の勧誘をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます。不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めにお住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン188）。

（参考：国民生活センターウェブサイト）

